

#### 4 山瀬漁調指示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、ひっかけ釣りによるふぐの採捕禁止について、次のとおり指示する。

令和5年2月24日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会  
会長 森友 信

- 1 指示する内容  
船舶を使用し、ひっかけ釣りによりふぐを採捕してはならない。
- 2 適用海域  
山口県瀬戸内海海区
- 3 指示の有効期間  
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで